

# 横浜市地域ケアプラザ利用上の注意

## 1. 施設利用上の注意事項

地域ケアプラザ（以下「ケアプラザ」と言います。）は多くの皆さまにご利用いただく公的な施設です。皆様が快適に施設をご利用いただけるよう、次の利用上の注意事項及び禁止事項について遵守していただきますよう、お願いいたします。

## 2. 主な一般的な注意事項

- (1) 利用時間及び開館時間（原則午前9時から午後9時まで。ただし日祝日は午前9時から午後5時まで）を遵守してください。
- (2) 利用当日は、当日利用の責任者の方が受付へお声掛けいただき、利用を開始してください。また利用開始時間は必ずお守りください。
- (3) 利用後は、後片付けと現状復帰を行った上で、利用時間内にケアプラザ職員の確認を受けてください。
- (4) 施設の設備、機器及び備品は大切に利用してください。
- (5) 持ち込んだ物品及びゴミは、利用者の責任で必ず持ち帰ってください。
- (6) ケアプラザ敷地内は、全館禁煙です。
- (7) 施設管理上、職員が室内に立ち入ることがあります。
- (8) 施設職員の諸注意及び指示に従ってください。
- (9) 天候等のやむを得ない事情により、施設の利用を中止する場合があります。

## 3. 車両及び自転車での来所について

駐車場及び駐輪場はありません。原則駐輪禁止です。公共交通機関でお越しください。講演や案内チラシ等に駐輪禁止のお知らせの記載をご協力お願いいたします。

## 4. 損害賠償について

- (1) ケアプラザの設備及び備品等を破損・紛失された場合は、必ずケアプラザ職員にお申し付けください。
- (2) 設備又は利用した物品を故意または重大な過失により破損もしくは紛失した場合は利用責任者に弁償していただく場合があります。

## 5. 禁止事項

- (1) 予約を行った登録団体以外の第三者に利用の権利を譲渡、貸出すること。
- (2) 身体障害者補助犬法に定める補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）以外の動物類を施設内に連れ込むこと。
- (3) 火器等の危険物の持ち込み利用すること。
- (4) ホール使用中でのパーティションの開閉。とても危険なため触らないこと。

次のいずれかに該当する場合、ケアプラザを利用することはできません。

### 1 営利につながる活動もしくはこれらに類する行為

- (1) 物品の販売や宣伝につながる行為（障害者施設等の物販を除く）
- (2) サービスを提供することによって対価を得ることにつながる行為

#### 【その他営利に関する注意事項】

(7) 参加者から徴収する参加費は、原則実費分のみとします。その参加費が高額と判断される場合、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。営利活動とみなされる場合には、利用をお断りすることがあります。

(4) 講師に対して支払う謝金が高額と判断される場合は、団体に収支及び状況の説明を求めることがあります。

(9) 地域住民が主体となって行う活動のみ、講師を招聘することができます。（講師となる人物が主体となって行う活動は、習い事教室化するおそれがあるため、利用できません）

### 2 施設運営の弊害となる可能性がある行為

- (1) 暴力及び迷惑行為
- (2) 危険を伴う活動
- (3) 施設及び設備の維持に支障を及ぼす行為
- (4) 飲酒及び喫煙

### 3 その他

- (1) 危険物を使用する場合で災害を発生させるおそれがあるとき。
- (2) 善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷または滅失するおそれがあるとき。
- (4) 集団的または常習的な暴力行為が行われるおそれがあるとき。
- (5) 葬儀、告別式その他これらに類する行事のために利用しようとするとき。
- (6) 使用許可申請書等の記載事項に虚偽があると認められるとき。
- (7) 他者への強要及び強制とみなされる高知と認められるとき。
- (8) 第三者への貸与及び施設貸出の権利の譲渡と認められるとき。
- (9) 「横浜市暴力団排除条例」（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 条）第 9 条第 2 項に抵触するおそれがあるとき